

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第70号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第8号様式注以外の部分中「定格容量」を「蓄電池容量」に、「アンペアアワー・セル」を「キロワット時」に改め、同様式注2中「定格容量」を「蓄電池容量」に改め、「と電槽数の積の合計」を削る。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(消防局予防部指導課)